

ロングドリーム⁺

ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険 **米ドル建**
 〈積立利率変動型一時払終身保険(無配当H17)(米ドル建)〉



NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示にしております。

ご検討にあたっては、当書面と「 例表または提案書」をあわせてご覧ください。
 お申込みにあたっては、クーリング・オフ制度、お支払事由の詳細や制限事項等、契約内容に関する重要な事項について記載している当書面と「 ご契約のしおり—約款」を必ずご確認ください。

詳しくは、生命保険募集人までお気軽にご相談ください。

募集代理店からのお知らせ 生命保険契約の当金融機関でのお取扱いにあたって

- お客様へ生命保険のご提案を行うにあたり、当金融機関とお客様の取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客様へのコンサルティング上、必要な範囲において利用する場合があります。
- 当金融機関の取扱いで生命保険のご契約をいただいた場合、お客様の契約内容、契約申込書記載事項、その他知りえた情報を必要な範囲において当金融機関業務に利用する場合があります。
※情報の利用に際しては、事前にお客様の同意をいただきます。
- 今回の生命保険募集に関する当金融機関とお客様との取引が、当金融機関におけるお客様に関する業務に影響を与えることはありません。

引受保険会社
 日本生命保険相互会社

募集代理店

ニッセイダイレクト事務センター
0120-562-186 (通話料無料)
 [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
 (祝日、12/31～1/3を除く)
 ホームページ <http://www.nissay.co.jp>

ご契約前に必ずお読みください

契約締結前交付書面
 (契約概要 /)
 (注意喚起情報)
 兼
 商品パンフレット

- 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ、記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
なお、現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分ご注意ください。



**この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、
 預金とは異なります。
 また、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。**

引受保険会社



日本生命保険相互会社

NISSAY

大切な資産を 大切な人へ

おひとりおひとりの人生の中で、
築いてきたもの、それは全て尊いものです。

かけがえのない大事なもの。
共に歩んできた大切な人。
そこで育んできたあなたの思い。

だからこそ、次の世代に想いを伝えたい。



NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

NO IMAGE

※使用期限切れのため写真を非表示しております。

想いを伝える、
その**思い**がまた伝わっていく…

生命保険 で、大切な資産を大切な人へ。

想いを
かたちに



生命保険なら、大切な人へ
想いを伝えることができます。

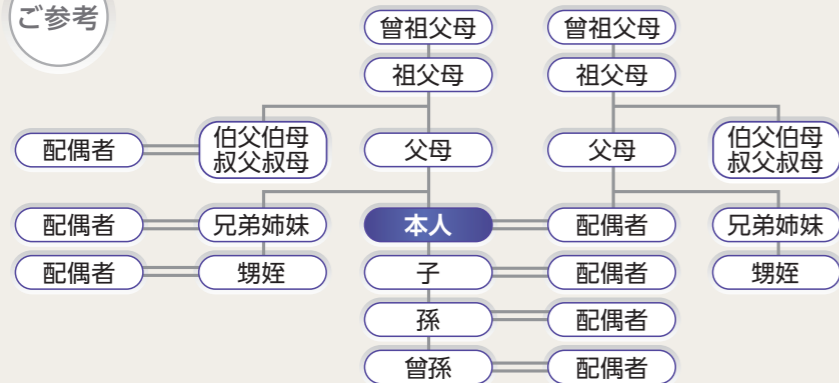
ポイント
1

お金に宛名 をつけられます。

指定した死亡保険金受取人に
(災害)死亡保険金をお受取りいただけます。

保険金請求権は、判例上、保険金受取人固有の権利とされています。
※ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、全額受取れない可能性があります。

ご参考



※この保険では、被保険者から見た続柄が「配偶者または3親等内の親族」の範囲から死亡保険金受取人を指定できます。

- 苦勞を共にした妻(夫)に
- 家業を引継ぐ長男に
- 離れて住んでいる娘に
- 可愛い孫のために
- 同居している長男の妻に
- 世話になっている甥・姪に



ポイント
2

すぐに使える お金の準備ができます。

相続時にすぐに使える資金を現金で準備できます。

生命保険は、原則遺産分割協議の対象外です。^{*1}
死亡保険金受取人からの請求により、一週間程度^{*2}で、(災害)死亡保険金の受取りが可能です。

^{*1} ただし、相続人との間で著しい不公平が生じる場合、全額受取れない可能性があります。
^{*2} ただし、保険金等をお支払いするために確認等が必要な場合はこの限りではありません。

ご自身
でも



ご契約が継続している間は、
生命保険は、ご自身の財産です。

- ご自身のお気持ちや、ご家族の状況の変化により**受取人を変更**できます。
- ご自身の財産ですから、いつでも解約して**ご自由**にお使いいただけます。

※解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

ご参考

過去の日米金利推移と米ドル／円の為替レート推移

過去の日米金利推移



〈Bloombergの情報にもとづき日本生命で作成〉

過去の米ドル／円の為替レート推移



〈Bloombergの情報にもとづき日本生命で作成〉

※上記グラフは、過去の金利水準・為替レートの推移を示したものであり、あくまで目安としてご利用ください。
将来の金利水準・為替レートを予告するものではありませんのでご注意ください。

基本保険金額(一時払保険料)が10万米ドルの場合の推移例

現在の積立利率は「**例表または提案書**」にてご確認ください。

■最低保証される(災害)死亡保険金額の推移例

【単位：1万米ドル 100米ドル未満切捨て】

経過年数	契約日の積立利率が年2.5%の場合			契約日の積立利率が年3.5%の場合		
	積立金額	死亡保険金額	災害死亡保険金額	積立金額	死亡保険金額	災害死亡保険金額
1年後	9.53	10.00	12.00	9.62	10.00	12.00
2年後	9.77	10.00	12.00	9.96	10.00	12.00
3年後	10.01	10.01	12.01	10.31	10.31	12.31
4年後	10.26	10.26	12.26	10.67	10.67	12.67
5年後	10.52	10.52	12.52	11.04	11.04	13.04
6年後	10.78	10.78	12.78	11.43	11.43	13.43
7年後	11.05	11.05	13.05	11.83	11.83	13.83
8年後	11.33	11.33	13.33	12.24	12.24	14.24
9年後	11.61	11.61	13.61	12.67	12.67	14.67
10年後	11.90	11.90	13.90	13.11	13.11	15.11

■解約払戻金額の推移例

参照 解約払戻金の詳細は、「**注意喚起情報 P.19**」をご覧ください。

【単位：1万米ドル 100米ドル未満切捨て】

経過年数	解約払戻金額					
	契約日の積立利率が年2.5%の場合			契約日の積立利率が年3.5%の場合		
	解約時の積立利率の変動幅					
	1.00%上昇の場合	同水準の場合	1.00%下落の場合	1.00%上昇の場合	同水準の場合	1.00%下落の場合
1年後	8.51	9.28	10.13	8.60	9.37	10.23
2年後	8.83	9.54	10.32	9.01	9.73	10.51
3年後	9.16	9.81	10.50	9.44	10.10	10.81
4年後	9.51	10.08	10.69	9.90	10.48	11.11
5年後	9.87	10.36	10.88	10.37	10.88	11.42
6年後	10.25	10.66	11.08	10.87	11.30	11.74
7年後	10.64	10.95	11.28	11.39	11.73	12.07
8年後	11.04	11.26	11.48	11.94	12.17	12.41
9年後	11.46	11.58	11.69	12.51	12.63	12.76
10年後		11.90			13.11	

- それぞれの金額は各年の契約応当日における概算金額です。
- 解約時の積立利率の変動幅とは、次の(イ)から(ア)を差引いた幅をいいます。
(ア)契約日の積立利率
(イ)解約時にご契約時と同じ契約年齢で新たにこの保険に加入した場合に適用される積立利率(解約時積立利率)
- 解約払戻金額の推移例は、解約時積立利率[上記(イ)]が、契約日の積立利率と比べて上昇または下落した場合に解約払戻金額がどのように変動するかを例示したものです。
- 例示の積立利率および変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の積立利率および変動幅が例示の範囲を超える場合があります。

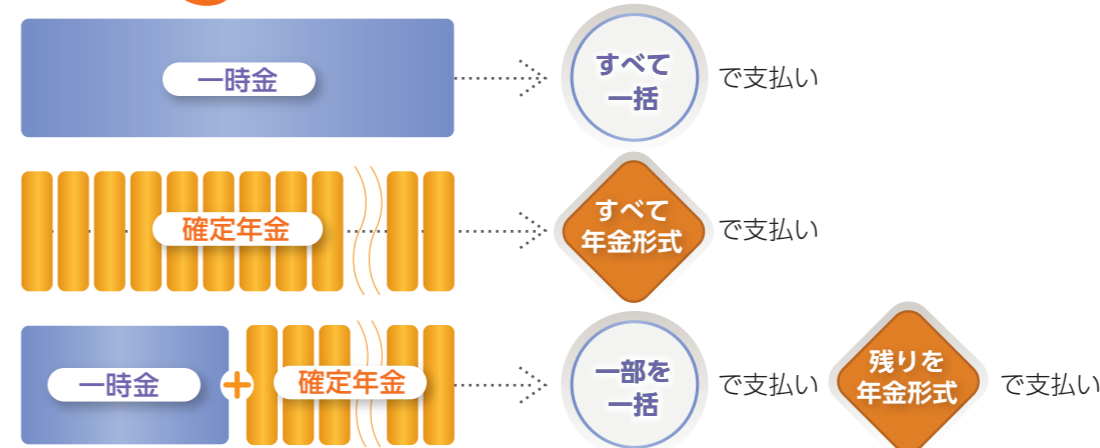
(災害)死亡保険金、解約払戻金の支払方法はこちら

(災害)死亡保険金、解約払戻金は一括受取、年金受取からお選びいただけます。

『年金特約』『解約払戻金の年金特約』を付加することで、『(災害)死亡保険金』『解約払戻金』の全部または一部を年金でお支払いすることができます。

※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

イメージ図 『年金特約』『解約払戻金の年金特約』を活用することで、**3**パターンの支払方法から選択可能



※年金の支払方法につきましては、年金支払開始日以後、将来の年金でのお支払いに代えて、一括でお支払いすることもできます。
※「年金特約」については、受取人が複数で、一括支払の場合、代表者口座へのお支払いのほか、受取人ごとの口座へのお支払いも可能です。
※年金で受取ることができる通貨は円のみになります。完備された必要書類を日本生命が受付けた日の円支払特約に定める為替レートを用いて円換算した金額を年金基金に充当します。

	年金特約 〔(災害)死亡保険金の年金支払〕	解約払戻金の年金特約 〔解約払戻金の年金支払〕
特約の付加	(災害)死亡保険金のお支払事由発生前 ご契約者からのお申し出により付加 (災害)死亡保険金のお支払事由発生後 死亡保険金受取人からのお申し出により付加*1	契約日からその日を含めて5年経過以後の解約の際に、ご契約者からのお申し出により付加*2
年金種類	確定年金	確定年金
年金支払期間	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年*3	5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年*3
年金受取人	死亡保険金受取人*4 *5	ご契約者*6
年金基金設定日	(災害)死亡保険金のお支払事由発生前に特約を付加した場合 お支払事由発生日 (災害)死亡保険金のお支払事由発生後に特約を付加した場合 特約付加日	解約日
年金支払開始日	年金基金設定日の翌年の応当日	年金基金設定日の翌年の応当日
年金額	年金基金に充当した金額にもとづき、年金基金設定日における予定利率等*7によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、年金のお支払いを行わず、年金基金設定日における年金基金額を一括でお支払いします。(死亡保険金受取人が複数の場合は、受取人ごとに判定します。)	年金基金に充当した金額にもとづき、年金基金設定日における予定利率等*7によって計算されます。ただし、年金支払開始日における年金額が12万円未満の場合は、この特約を付加することはできません。

- *1 (災害)死亡保険金のお支払後は付加できません。
- *2 基本保険金額の減額分に対応する解約払戻金に対しては付加できません。
- *3 特約付加時に日本生命が取扱っている範囲内に限ります。
- *4 死亡保険金受取人が複数の場合は、受取人ごとに年金特約を適用し、年金をお支払いします。
- *5 年金支払開始日前に限り、変更することができます。
- *6 ご契約者以外へ変更することはできません。
- *7 金利水準等をもとに決定します。

契約概要



契約概要について

この「契約概要」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等につきましては「[ご契約のしおり—約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1 引受保険会社の名称および住所・連絡先

- **引受保険会社 日本生命保険相互会社**
- 本店住所 〒541-8501 大阪市中央区今橋3-5-12
- ご契約に関するご要望・苦情等につきましては
〒113-8661 東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート

ニッセイダイレクト事務センター

0120-562-186 (通話料無料) [受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)

ホームページ

<http://www.nissay.co.jp>

日本生命

検索

2 保険のしくみ

- **名称** ニッセイ積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建)
- **特徴** この保険は、アメリカ合衆国国債の流通利回り等をもとに積立利率を定め、その利率を10年ごとに更改し積立金額を増加させる米ドル建の終身保険であり、以下の特徴があります。

- この保険は、積立金をアメリカ合衆国国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることもあり、損失が生じる可能性があります。**
- 為替レートは日々変動していますので、**(災害)死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や(災害)死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることもあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 この保険のイメージ図は、「商品パンフレット P.5～6」をご覧ください。

3 保障内容

死亡保険金	被保険者が亡くなられた場合、死亡保険金額(死亡日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)をお支払いします。 【死亡保険金をお支払いできない場合】 例えば、責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺の場合やご契約者・死亡保険金受取人の故意により死亡保険金のお支払事由に該当した場合には、お支払いできません。 参照 その他の事例についての詳細は、「 ご契約のしおり—約款 」をご覧ください。
災害死亡保険金	被保険者が次の理由で亡くなられた場合、死亡保険金額(死亡日における「基本保険金額」「積立金額」「解約払戻金額」のうちいずれか大きい金額)と基本保険金額の20%の合計額をお支払いします。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に亡くなられたとき ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として亡くなられたとき 【災害死亡保険金をお支払いできない場合】 責任開始時前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等にはお支払いできません。 ※災害死亡保険金をお支払いした場合、死亡保険金は重複してお支払いできません。 参照 その他の事例、不慮の事故および所定の感染症についての詳細は、「 ご契約のしおり—約款 」をご覧ください。

※死亡保険金額の数値等の詳細は、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

4 付加できる特約

円入金特約

- 一時払保険料を円換算した金額でお払込みいただける特約です。
- 一時払保険料の円換算にあたっては、日本生命が保険料を受領する日における所定の為替レートを適用します。

参照 日本生命所定の為替レートについては、「[注意喚起情報 P.15](#)」をご覧ください。

円支払特約

- (災害)死亡保険金、解約払戻金等のお支払請求の際、(災害)死亡保険金や解約払戻金等を円で受取ることができる特約です。
- (災害)死亡保険金・解約払戻金の円換算にあたっては、下表の適用日における所定の為替レートを適用します。

項目	為替レート適用日
(災害)死亡保険金	日本生命が所定の書類を受付けた日*1
解約払戻金	解約払戻金計算基準日(解約の場合は解約日、減額の場合は減額日)*1

*1 保険金支払事由発生時または解約(減額)のお申し出時から日本生命が所定の書類を受付けるまでの期間における為替レートの変動リスクについては、ご契約者または受取人に帰属します。

参照 日本生命所定の為替レートについては、「[注意喚起情報 P.15](#)」をご覧ください。

参照 円入金特約・円支払特約の詳細は、「[ご契約のしおり一約款](#)」をご覧ください。

年金特約〔(災害)死亡保険金の年金支払〕 P8 参照

- (災害)死亡保険金の全部または一部を年金で受取ることができる特約です。
- ※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

特約の付加	(災害)死亡保険金のお支払事由発生前：ご契約者からのお申し出により付加 (災害)死亡保険金のお支払事由発生後：死亡保険金受取人からのお申し出により付加*2
-------	--

*2 (災害)死亡保険金のお支払い後は付加できません。

- 年金で受取ることができる通貨は円のみになります。(完備された必要書類を日本生命が受付けた日の円支払特約に定める為替レートをを用いて円換算した金額を年金基金に充当します。)

解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕

参照 詳細は、「[5 解約払戻金 P.12](#)」をご覧ください。

5 解約払戻金

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「[注意喚起情報 P.24](#)」をご覧ください。

- 積立利率計算基準日(10年ごとの契約応当日)における解約を指定された場合は、解約払戻金額は積立金額と同額となり、一時払保険料を下回ることはありません。ご契約者は、積立利率計算基準日の直前1カ月間に限り、解約日または減額日を、解約または減額の請求後最初に到来する積立利率計算基準日に指定することができます。
- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。

参照 詳細は、「[注意喚起情報 P.19](#)」をご覧ください。

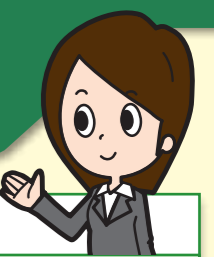
解約払戻金の年金特約〔解約払戻金の年金支払〕 P8 参照

- 解約払戻金の全部または一部を年金で受取ることができる特約です。
- ※特約の付加のお申し出をされたときに日本生命が特約を取扱っていない場合は、この特約を付加することはできません。

特約の付加	契約日からその日を含めて5年経過以後の解約の際に、ご契約者からのお申し出により付加*
-------	--

* 基本保険金額の減額分に対応する解約払戻金に対しては付加できません。

- この特約の年金受取人は、ご契約者となります。(ご契約者以外へ変更することはできません。)
- 年金で受取ることができる通貨は円のみになります。(完備された必要書類を日本生命が受付けた日の円支払特約に定める為替レートをを用いて円換算した金額を年金基金に充当します。)



注意喚起情報について

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

- **ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。**
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客様にとって不利益となることが記載された部分については、必ずご確認ください。
- 現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合は、お客様にとって不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。

「特にご注意いただきたい事項」		記載ページ
⚠️ ご注意	お客様にご負担いただく諸費用等をご確認ください。	P.15
⚠️ ご注意	解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。	P.15
⚠️ ご注意	為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。	P.15
1	クーリング・オフ制度 ▶ 制度の利用期間には制限があります。	P.16
2	告知義務等の内容	P.17
3	責任開始(保障の開始)	P.18
4	保険金等をお支払いできない場合	P.18
5	解約と解約払戻金 ▶ 解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。	P.19・20
6	生命保険会社が経営破綻した場合等	P.21
7	預金ではないこと ▶ この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。	P.21
8	無配当であり、「社員」とはならないこと	P.22
9	現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合	P.23
10	適用される積立利率	P.23
11	為替リスク	P.24
12	税金の取扱い	P.25
13	ご相談・ご照会・苦情のお問合せ先	P.26
14	保険金等のご請求	P.26

この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「[ご契約のしおり—約款](#)」に詳しく記載しておりますので、あわせてご確認ください。

6 為替リスク

- 為替レートは日々変動していますので、(災害)死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や(災害)死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

参照 ▶ 詳細は、「[注意喚起情報 P.24](#)」をご覧ください。

7 お客様にご負担いただく諸費用等

参照 ▶ 詳細は、「[注意喚起情報 P.15](#)」をご覧ください。

8 ご契約の引受条件(平成27年7月現在)

被保険者*1	契約年齢が16歳以上85歳以下(満年齢15歳6カ月超85歳6カ月以下)
基本保険金額(一時払保険料)	10,000米ドル以上(1,000米ドル単位) ただし、基本保険金額3億円超(円換算)のご契約はお取り扱いできません。*2
最低保証積立利率	年0.05%
保険料払込方法	一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振込み)
保険期間	終身
配当金	なし

*1 ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方の同意が必要です。

*2 ほかに被保険者を同一とするニッセイ積立利率変動型一時払終身保険、ニッセイ予定利率変動型一時払増終身保険、ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険のご契約がある場合には、その基本保険金額(外貨建の場合は、基本保険金額を円換算した金額)を合算して7億円超は加入できません。

なお、円換算レートについては、契約日が属する年度における日本生命所定の通算為替レートを用います。

※この保険はアメリカ合衆国国債の流通利回り等によっては新規募集を停止することがあります。

※上記内容は将来変更する場合があります。

一時払保険料等のお申込内容につきましては、ご契約の際に契約申込書にてご確認ください。



お客様にご負担いただく諸費用等をご確認ください。

ご注意

この保険のお客様にご負担いただく諸費用等は「ご契約締結時の費用」と「保険期間中の費用」の合計額です。また、特定のお客様には「年金支払期間中の費用」と「米ドル建のご契約に加入することで生じる費用」等がかかります。

●ご契約締結時の費用

ご契約の締結に必要な費用であり、一時払保険料に右記控除率を乗じた金額が差引かれます。

一時払保険料からの控除率
7%

●保険期間中の費用

ご契約の維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費率といいます)であり、積立利率を定める際に、あらかじめ保険契約関係費率等を控除しております。現在の積立利率につきましては、「[例表または提案書](#)」をご確認ください。

●年金支払期間中の費用(年金特約・解約払戻金の年金特約を付加する場合)

右記費用を控除したうえで年金額は計算されます。第1回年金支払日以降、年1回の年金支払日に責任準備金から控除します。

年金支払期間中の費用
支払年金額に対して・・・1%

●米ドル建のご契約に加入することで生じる費用

一時払保険料のお払込みの際や、(災害)死亡保険金、解約払戻金等のお受取りを米ドル通貨で行う際、送金手数料、引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

円入金特約および円支払特約を付加する場合、日本生命所定の為替レートを適用します。日本生命所定の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客様の負担となります。

項目	日本生命所定の為替レート (平成27年7月時点)
円入金特約を付加して保険料を払込む場合	TTM + 60銭
円支払特約を付加して(災害)死亡保険金、解約払戻金等を受取る場合	TTM - 60銭

※日本生命所定の為替レートは将来変更される可能性があります。

参照 対顧客電信売相場仲値(TTM)についての詳細は、「[11 為替リスク P.24](#)」及び「[ご契約のしおり—約款](#)」をご覧ください。



解約時の市場金利によって、損失が生じることがあります。

ご注意

●この保険は、積立金をアメリカ合衆国債等を中心に運用し、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させております。一般に国債等の資産価値は、投資時点よりも市場金利が高くなると減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると増加します。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**



為替レートの変動によって、損失が生じることがあります。

ご注意

●為替レートは日々変動していますので、(災害)死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や(災害)死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。

参照 解約払戻金については、「[5 解約と解約払戻金 P.19](#)」をご覧ください。

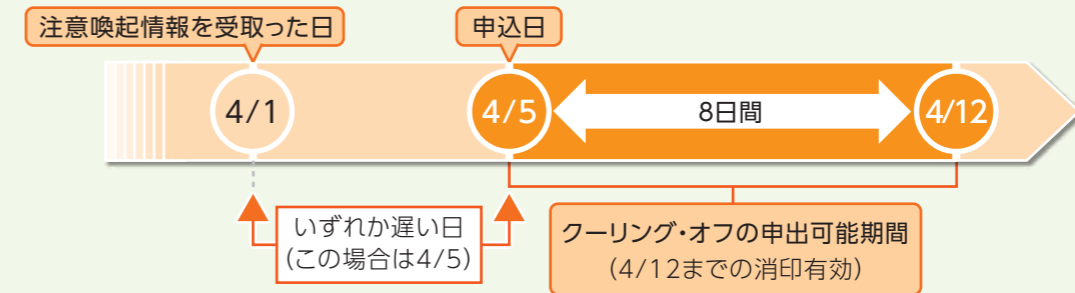
クーリング・オフ制度

ご契約のしおり 5ページ

1

ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

■クーリング・オフ〈例〉



●クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、ニッセイダイレクト事務センター宛にお申し出ください。

●クーリング・オフを行った場合、払込まれた金額は全額米ドルでお返しします。(円入金特約を付加した場合、円により払込まれた金額と同額を円でお返しします。)

■書面に記載いただく事項

- お申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- 申込番号(「契約申込書契約者控」の上部の9桁の数字)
- 一時払保険料
- 取扱金融機関名・支店名
- 返金先口座(銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人)
- 書面作成日
- 申込者またはご契約者の住所・電話番号
- 申込者またはご契約者の氏名(自署)
- 契約申込書と同一印の押印

(記入例)

日本生命保険相互会社 行

- 私は保険契約の申込みの撤回を行います。
(理由)○○○○○○
- 申込番号 ××××××××××
- 一時払保険料 ×××,×××米ドル
- 取扱金融機関 ○○銀行 ○○支店
- 返金先口座 ○○銀行 ○○支店
外貨普通××××××××
口座名義人 ○○○○
- 平成××年××月××日
- 住所 ○○県○○市○○町×丁目
×番地×号
電話番号 ××××-××-××××
- 氏名 日生 太郎

■書面の郵送先

〒113-8661
東京都文京区本駒込2-28-6 文京グリーンコート
日本生命保険相互会社 ニッセイダイレクト事務センター

2

職業等についてありのままを告知ください。

- ご契約者や被保険者には職業等について告知いただく義務があります。
- 契約申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。
- 告知は生命保険のお引受けを判断する際の重要な事項であるため、契約申込書の「告知欄」で日本生命がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 生命保険募集人*には告知を受ける権限がありません。そのため、生命保険募集人に口頭で伝えたり、資料提示したりしても「告知」にはなりません。
* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- 故意または重大な過失により、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知いただいた場合、責任開始の日から2年以内であれば、日本生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
なお、責任開始の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、保険金等のお支払事由に該当していても、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。(ただし、積立金額を上限とします。)
また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、ご契約を取消することがあります。この場合、保険金等のお支払いができず、すでに払込まれた保険料を払戻しません。
- 日本生命または日本生命が委託した者が、お申込内容、告知内容、または保険金等のご請求内容等を確認させていただくことがあります。

3

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、一時払保険料(相当額)のお払込みと告知がともに完了した時から、契約上の責任(保障)を開始します。

■責任開始(保障の開始)〈例〉

日本生命がご契約のお申込みを承諾した場合、お払込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任(保障)を開始します。お払込みが完了した時とは、一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した時をいいます。



- 生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、お申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。
* 募集代理店および募集代理店の取扱担当者を含みます。
- ご契約は、お客様からのお申込みを日本生命が承諾したときに成立します。

4

保険金等をお支払いできない場合があります。

代表的なものは、次のとおりです。

- お支払事由に該当しない場合
 - －責任開始前に発生した不慮の事故や発病した所定の感染症を直接の原因とする場合等には災害死亡保険金をお支払いできません。(不慮の事故や所定の感染症等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。)
 - －不慮の事故から180日経過後に死亡された場合は、災害死亡保険金はお支払いできません。
- 免責事由に該当した場合
 - －責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺
 - －ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人等の故意または重大な過失 等
- 詐欺・不法取得目的によるものとして、ご契約が取消・無効とされた場合
(この場合、すでに払込まれた保険料を払戻しません。)
- 保険金等を詐取する目的で事故を招いたときや、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由により、ご契約が解除された場合
- 告知義務違反により、ご契約が解除された場合

5

解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

- ご契約時に払込まれた保険料は預貯金とは異なり、その一部はご契約の締結に必要な費用にあてられます。また、解約払戻金額は積立金額に市場金利調整を適用することにより計算されます。したがって、**解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。**

参照 上記に加え、為替レートの影響を受けます。詳細は、「11 為替リスク P.24」をご覧ください。

解約払戻金額の計算方法

- 解約払戻金額の計算方法は、以下のとおりです。
解約払戻金額=積立金額×(1-市場金利調整率)
 ※市場金利調整により解約払戻金額は積立金額より増加する場合がありますが、解約払戻金額が「次の積立利率計算基準日」の前日の積立金額を上回ることはありません。

- 市場金利調整は、市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約払戻金額に反映させるための手法です。解約払戻金額を計算する際、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日から解約払戻金計算基準日までの間に適用された積立利率から計算された積立金額との乖離を調整します。その結果、解約払戻金計算基準日の市場金利により、解約払戻金額が増加または減少することがあります。

この保険では、アメリカ合衆国国債等を中心に運用することで積立金額を増加させますが、一般に国債等の資産価値は、市場金利の動きに応じて変化します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、逆に投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加します。この保険では、積立金の運用資産の価格変動を解約払戻金額の増減に反映させています。

$$\text{市場金利調整率} = 1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1}}{1 + \text{解約払戻金計算基準日に計算される積立利率}^{*2} + 0.3\%} \right]^{\frac{\text{残存月数}^{*3}}{12}}$$

*1 適用されている積立利率	解約払戻金計算基準日に当該契約に適用されている積立利率
*2 解約払戻金計算基準日に計算される積立利率	解約払戻金計算基準日に、ご契約時と同じ契約年齢で新たにこの保険にご加入いただくと仮定した場合に適用される積立利率
*3 残存月数	解約払戻金計算基準日から起算して、次の積立利率計算基準日の前日までの月数(月数未満切上げ)

参照 積立利率についての詳細は、「10 適用される積立利率 P.23」をご覧ください。

- 基本保険金額を減額し、減額分に対応する解約払戻金を受取ることができます。(その場合も市場金利調整が適用されます。)基本保険金額を減額した場合は、積立金額も同時に同じ割合で減額されます。減額後の基本保険金額が1万米ドルを下回る場合は、減額をお取り扱いできません。
- 保険料を借入金で調達した場合は、解約払戻金等で借入元金を返済できなくなることがあります。したがって、借入金を一時払保険料に充当してお申込みいただくことはできません。

参照 詳細は、「ご契約のしおり—約款」をご覧ください。

6

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻等により、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 日本生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

預金ではないこと

7

この商品は預金ではありません。

- この商品は、日本生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険に関して、募集代理店(生命保険募集人)による保証はありません。

8

この保険には、配当はありません。
また、この保険のご契約者は、日本生命の運営に参加する「社員」とはなりません。

- 保険会社の形態には「相互会社」と「株式会社」があり、日本生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、ご契約者が契約の当事者になると同時に「社員」(構成員)として会社の運営に参加するというものです。
- この保険は、剰余金の分配のない無配当保険ですので、この保険のご契約者は、定款の規定(定款第6条第1項:当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。)により、日本生命の社員とはなりません。
- この保険のご契約者は、保険金等の請求権等保険約款に定める保険契約に関する権利のみを有し、総代の選出に関する権利、総代会の開催を要求する権利等の社員の権利を有しません。なお、ご契約者の主な義務として、保険約款にもとづく保険料の払込義務等があります。

現在のご契約を解約・減額して
新しいご契約のお申込みをする場合

ご契約の **しおり** 7ページ

9

現在のご契約を解約・減額して新しいご契約のお申込みをする場合、お客様にとって不利益となる事項があります。

- 解約・減額したご契約を元に戻すことはできません。
- 解約・減額時の払戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、まったくないこともあります。
- 解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。
- 一般のご契約と同様に告知義務があります。また、新しいご契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
参照 詳細は、「2 告知義務等の内容 P.17」をご覧ください。
- 新しいご契約については、責任開始の日から3年以内の自殺の場合等には、保険金等をお支払いできない場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低いとき、同一保険料の場合は、通常、死亡保険金額等が少なくなります。

適用される積立利率

ご契約の **しおり** 12ページ

10

この保険は日本生命の責任開始の日が契約日となり、ご契約当初10年間の積立利率は契約日時点の積立利率となります。

- 積立利率は、毎月2回(1日と16日)、アメリカ合衆国国債の流通利回り等をもとに設定され、ご契約当初10年間の積立利率は、契約日(一時払保険料(相当額)が日本生命指定の金融機関の口座に着金した日と告知日のいずれか遅い日)における積立利率となります。
- 申込日から契約日までの間に積立利率が変更となった場合、契約日の積立利率が適用されます。
- 積立利率は、積立利率計算基準日(10年ごとの契約応当日)に更改され、更改後の積立利率は次の積立利率計算基準日まで10年間保証されます。

為替リスク

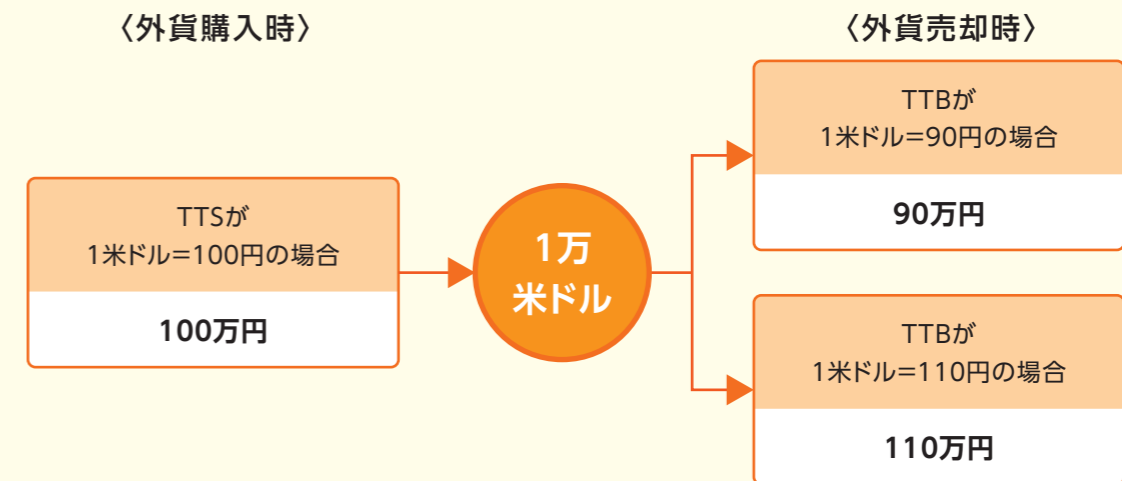
ご契約の **しおり** 17ページ

11

この保険は米ドル建の商品のため、為替リスクがあります。

- 為替リスクとは、為替レートの変動によって、外貨を円換算したときの価値が変動することをいいます。
- 為替レートは日々変動していますので、(災害)死亡保険金、解約払戻金をお支払時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や(災害)死亡保険金、解約払戻金の金額を下回ることがあり、損失が生じる可能性があります。
- この保険の為替リスクはご契約者または受取人に帰属します。

為替リスクの例



- 対顧客電信売相場(TTS)とは、お客様が銀行等で円を外貨に交換する(外貨を購入する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信買相場(TTB)とは、お客様が銀行等で外貨を円に交換する(外貨を売却する)際に用いられる一般的なレートです。
- 対顧客電信売買相場仲値(TTM)とは、銀行が当日の東京外国為替市場を基準にして決める基準値で対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信買相場(TTB)の間の値となります。

12 この保険の税金についてご確認ください。 (平成27年5月現在)

- 以下の内容は、平成27年5月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。また、解約払戻金、(災害)死亡保険金、年金にかかる税金につきましては、実際にお支払事由等が発生した時点の税法の取扱いによります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。
※所得税の納付に際しては、復興特別所得税が別途課税されますのでご注意ください。

ご契約時	一時払保険料は、一般生命保険料控除の対象です。(他の保険料控除の対象とはなりません。)一時払のため、控除対象はご契約の年のみとなります。対象となるご契約は、納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約となります。この場合、他の生命保険料と合算して、1年間の正味払込保険料の一定額が所得税と地方税(住民税)の課税対象となる所得から控除されます。																							
解約払戻金にかかる税金	<p>解約払戻金と一時払保険料との差額(解約差益)のお取扱いは次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">解約払戻金と一時払保険料の差額</th> </tr> <tr> <td>所得税(一時所得*1*2)+住民税</td> <td></td> </tr> </table> <p>*1 一時所得の課税対象額 = {(解約払戻金) + (配当金) - (一時払保険料) - (特別控除額50万円)} × 1/2 ※特別控除額50万円は各々のご契約についてではなく、年間の一時所得合計に対して適用されます。 *2 一時所得の場合は、他の所得と合算して所得税が総合課税されます。 ※解約払戻金の年金特約を付加し、解約払戻金を年金受取する場合、毎年の年金受取時には、所得税(雑所得)と住民税が課税されます。</p>	解約払戻金と一時払保険料の差額		所得税(一時所得*1*2)+住民税																				
解約払戻金と一時払保険料の差額																								
所得税(一時所得*1*2)+住民税																								
(災害)死亡保険金にかかる税金	<p>(災害)死亡保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。(保険料負担者はご契約者とします。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ご契約内容</th> <th colspan="3">ご契約例</th> <th rowspan="2">税の種類</th> </tr> <tr> <th>ご契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡保険金受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①ご契約者と被保険者が同一人の場合</td> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者(または子)</td> <td>相続税</td> </tr> <tr> <td>②ご契約者と受取人が同一人の場合</td> <td>本人</td> <td>配偶者(または子)</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得)+住民税</td> </tr> <tr> <td>③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合</td> <td>本人</td> <td>配偶者(または子)</td> <td>子(または配偶者)</td> <td>贈与税</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年金特約を付加した場合の課税は、ご契約者・被保険者・受取人の関係や、年金特約を付加する時期によって異なります。 参照 詳細は、「ご契約のしおり一約款」をご覧ください。</p>	ご契約内容	ご契約例			税の種類	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人	①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税	②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税(一時所得)+住民税	③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税
ご契約内容	ご契約例			税の種類																				
	ご契約者	被保険者	死亡保険金受取人																					
①ご契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者(または子)	相続税																				
②ご契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者(または子)	本人	所得税(一時所得)+住民税																				
③ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税																				
米ドル建のお取扱いについて	<p>この保険は日本で締結された生命保険契約ですので、外貨建の保険料や(災害)死亡保険金等の授受にかかる税法上のお取扱いは円建の生命保険契約と同じになります。次の基準により米ドルを円換算したうえで、円建の生命保険契約と同様に取扱います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>為替レート適用日</th> <th>適用為替レート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td>日本生命が保険料を受領する日(受領日)</td> <td>最終対顧客電信売相場仲値(TTM)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(災害)死亡保険金</td> <td>【相続税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)</td> <td>最終対顧客電信買相場(TTB)</td> </tr> <tr> <td>【所得税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)</td> <td rowspan="2">最終対顧客電信売相場仲値(TTM)</td> </tr> <tr> <td>解約払戻金</td> <td>解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※「円入金特約」「円支払特約」を付加された場合は、円により払込まれた金額または受取った金額が基準となります。</p>	科目	為替レート適用日	適用為替レート	保険料	日本生命が保険料を受領する日(受領日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)	(災害)死亡保険金	【相続税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信買相場(TTB)	【所得税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)	解約払戻金	解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)										
科目	為替レート適用日	適用為替レート																						
保険料	日本生命が保険料を受領する日(受領日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)																						
(災害)死亡保険金	【相続税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信買相場(TTB)																						
	【所得税の対象となる場合】 被保険者が死亡された日(支払事由発生日)	最終対顧客電信売相場仲値(TTM)																						
解約払戻金	解約払戻金計算基準日 (解約の場合は解約日・減額の場合は減額日)																							

13 生命保険に関するご相談・ご照会・苦情のお問合せ先についてご確認ください。

- 生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては、次の連絡先へお問合せください。
日本生命保険相互会社
ニッセイダイレクト事務センター 0120-562-186 (通話料無料)
[受付時間] 月～金曜日 9:00～17:00(祝日、12/31～1/3を除く)

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情等のお問合せについて

- この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

14 保険金等のお支払事由に該当した場合は、すみやかに日本生命にご連絡ください。 上記の場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合やご不明な点が生じた場合等にもご連絡ください。

- 保険金等のお支払事由、ご請求手続等については、「ご契約のしおり一約款」にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- 日本生命からの大切なお知らせが届けられなくなる場合がありますので、住所等を変更した場合には、必ずご連絡ください。